

市内での起業をお考えの人や後継者への事業承継、既存事業の経営改善などをお考えの人に商工会議所、商工会、金融機関などの支援事業者と連携し、窓口相談や必要な知識の習得などの支援を行うとともに、各種助成制度を設けています。

支援を希望する人は、商工産業課にお気軽にお問い合わせください。

起業をお考えの人

商工会議所、商工会、金融機関が継続して行う支援(特定創業支援事業)を受けた創業希望者は、以下の支援措置を受けることができます。

主な支援制度(要件などについてはお問い合わせください)

- 市内で会社を設立する際の登記にかかる登録免許税の軽減措置
 - 創業関連保証の限度額の拡充
 - 創業関連保証の対象の拡大
 - 日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件の充足
 - 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ
 - 大洲市中小企業者・小規模事業者応援事業補助金(創業支援補助金)
- ※2021年度以降に制度が見直し、廃止となる場合があります。

事業承継をお考えの人

事業承継を検討中の人で、後継者不在などの悩みを抱える事業主に対して後継者のマッチングなどの支援のほか以下の助成制度を設けています。

助成制度(要件などについてはお問い合わせください)

- 大洲市中小企業者・小規模事業者応援事業補助金(事業承継支援補助金)
- ※2021年度以降に制度が見直し、廃止となる場合があります。

経営改善をお考えの人

経営改善や新事業の展開などをお考えの既存事業主に対して、以下の助成制度を設けています。

助成制度(要件などについてはお問い合わせください)

- 大洲市中小企業者・小規模事業者応援事業補助金(資格取得支援補助金、労働力確保・外国人技能実習生受入支援補助金、ものづくり支援補助金など)
- ※2021年度以降に制度が見直し、廃止となる場合があります。

産業の振興 問 商工産業課 ☎24-1722

企業立地への助成

市内への企業の立地を促進し、産業の振興および雇用機会の拡大を図るため、事前に指定した企業に対し、奨励金を交付します。

指定の要件

- 投下固定資産総額が1億円以上(中小企業にあっては3千万円以上)
- 事業所を新設または増設する企業は、新規雇用従業員が5人以上(中小企業2人以上)
事業所を移設する企業は、常時雇用従業員が10人以上
- 公害を発生させ、または発生させるおそれがないこと
※情報サービス業を営む企業については、新規雇用従業員が10人以上、公害を発生させ、または発生させるおそれがないこと

奨励金の区分

- 企業立地促進奨励金
 - 雇用促進奨励金
 - 用地取得奨励金
 - 事業用資産賃借奨励金
- ※情報サービスを営む企業
- 雇用促進奨励金
 - 事業用資産賃借奨励金

対象業種

製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売業など

詳細につきましては、担当までお問い合わせください。

市内で居住し、市内で就業される人へ

問 地域活力課 ☎57-9989

新規移住就業者家賃補助金

就業に伴い新たに賃貸住宅を借りた移住者などに対して、家賃の一部を補助します。要件などについてはお問い合わせください。

※2020年度以降に制度が見直し、廃止となる場合があります。

奨学金返還補助金

市内に居住・就業し、奨学金を返還している30歳未満の人に対して、年間奨学金返還額の一部を補助します。要件などについてはお問い合わせください。

※2020年度以降に制度が見直し、廃止となる場合があります。



事業運転資金の融資が必要な場合には

問 商工産業課 ☎24-1722

大洲市中小企業振興資金融資制度

市では中小企業振興資金融資制度を設けて、市内の中小企業者・小規模事業者の事業用資金の調達を支援しています。

詳しくは、商工産業課、もしくは下記の取扱金融機関にお気軽にご相談ください。

- 伊予銀行 ●愛媛銀行 ●愛媛信用金庫 ●香川銀行

融資を受けることができる人

大洲市中小企業振興資金融資制度を利用することができる人は、以下の条件を満たした人です

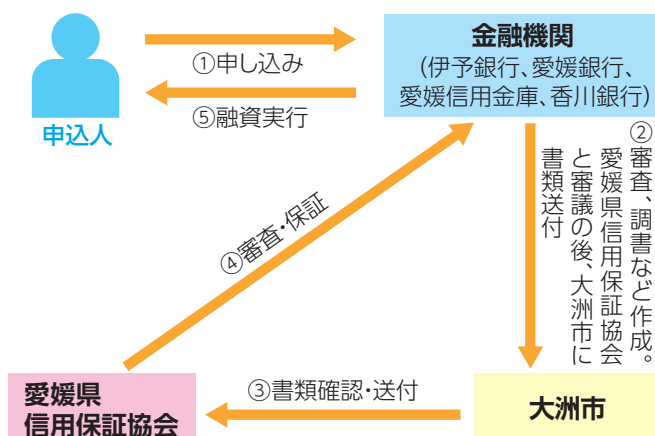
- (1) 市内に住所または事務所がある中小企業者
 - 小規模事業者(個人・法人)の人。
- (2) 愛媛県信用保証協会の保証対象業種である人。
- (3) 許認可が必要な業種の場合、許認可を受けている人。
- (4) 市税に滞納がない人。

融資内容

※ご不明な点がございましたら、商工産業課までお問い合わせください

中小企業振興資金		
	長期	短期
資金使途	運転資金 設備資金(市が認める場合のみ)	運転資金
融資限度額	500万円	300万円
融資期間	60カ月以内	6カ月以内
返済方法	3カ月の据え置きを含む 60カ月以内割賦返済	6カ月内の一括または 割賦返済
金利	(株)日本政策金融公庫の「経営改善貸付特別利率Fに0.3%上乗せした」利率の0.3%下り(平成29年5月より1.11%)	(株)日本政策金融公庫の「経営改善貸付特別利率Fに0.3%上乗せした」利率の0.5%下り(平成29年5月より0.91%)
連帯保証人	法人の場合:原則として代表者のみ 個人の場合:原則として不要	
再度融資	申請時点で既に受けた融資の1/2以上返済したときは、再度融資を受けることができます。	再度融資不可

融資までの流れ



信用保証料および利子補給制度

大洲市中小企業振興資金の融資を受け、返済期間内に完済した中小企業者・小規模事業者に信用保証料と利子の一部を補給します。ご不明な点がございましたら、商工産業課までお問い合わせください。

申請方法

対象者には、融資完済月の翌月に大洲市から通知書でご案内します。

対象者

利子補給制度を利用できる人は、以下の条件を満たした人です。

- (1) 中小企業振興資金融資を支払期日までに完済している人。
- (2) 市税に滞納がない人。

補給内容

【保証料】全額

【利子】融資金額の年利0.73%(支払った支払利息を基に計算します)

こんなときは手続きを

市道・水路の工事、屋外広告の設置、大規模な土地の取り引き・開発の際などは手続きが必要です。必要書類や方法など詳しくはお問い合わせください。

こんなとき	問い合わせ先
市道・里道・水路を管理者以外が工事	建設課 ☎24-1716
道路占用・公共物使用	
屋外広告(看板)を設置	都市整備課 ☎24-1719
3,000㎡以上の土地開発	
都市計画区域5,000㎡以上 都市計画区域外10,000㎡以上の土地取引	

道路占用許可と法定外公共物使用許可

問 建設課 ☎24-1716

市道・里道・水路などに次のようなものを設置される場合には、「道路占用許可申請書」または「法定外公共物使用許可申請書」の提出が必要です。

- 給水管、排水管など
- 看板、標識など
- 進入路などの工作物を設置または使用する場合

道路工事承認と法定外公共物工事承認

問 建設課 ☎24-1716

市道・里道・水路を舗装や改修などされる場合には、「道路工事承認申請書」または「法定外公共物工事承認申請書」の提出が必要です。



経営改善・起業・事業継承支援